

## 徳島保健所管内集団給食施設協議会会長表彰規程

### (目的)

- 1 給食業務における食品衛生等に関する給食管理の向上，従事者の資質向上及び地域住民への生活習慣病予防に対し貢献のあった者の功績に報いるとともに，他の模範とするためにこれを表彰し，もって一層の給食施設の給食管理及び従事者の資質向上と地域住民の生活習慣病対策の推進を図ることを目的とする。

### (表彰の方法)

- 2 表彰は，徳島保健所管内集団給食施設協議会総会において，表彰状及び記念品を授与して行う。

### (表彰の対象者)

#### 3 (1) 優良施設

給食における食品衛生，給食内容の充実，喫食者及び地域住民への栄養改善知識の普及向上など，給食管理の向上に特に優良と認められる施設。

#### (2) 優良従事者

(ア) 業務に誠実であり，食品衛生等給食業務への貢献又は喫食者の栄養改善や地域住民の生活習慣病予防に貢献が顕著な優良職員で従事期間が20年以上の者（従事期間とは原則として給食業務に従事した期間とする）。

(イ) 給食業務に10年以上従事し，かつ55歳以上の者。

### (表彰候補者の推薦)

- 4 別紙「推薦調書」等により，本会会長あて推薦するものとする。

### (被表彰者の決定)

- 5 被表彰者は，徳島保健所管内集団給食施設協議会役員会において，選定基準に基づき審査の上，決定する。

附 則 この規程は，平成19年 5月18日から施行する。